地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率は5%から8%に改正され、また、令和元年10月には当該税率が10%に改正されました。 これにより蓬田村の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分の地方消費税収入については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費※注1)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。 蓬田村におきましても令和5年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分の35.191千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

地方消費税率引上げ分の使途(充当額 35.191千円)

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費※注2:	財源内訳				
				特定財源			60. 84. 75	
				国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	充 当 額
社会福祉	障害者福祉事業	重度障害者の医療費助成や自立した日常生活又は 社会生活を営むための支援を行う	102,788	48,615	25,544	0	28,629	35,191
	高齢者福祉事業	敬老会事業、老人クラブ補助、老人ホームへの入所 措置、一人暮らし福祉事業等を行い、高齢者のいき がい作りや日常生活の援助を行う	8,136	0	227	0	7,909	
	児童福祉事業	子どもの医療費助成、児童手当、保育所運営費補助 等を行い、健康維持及び保護者の負担軽減を図る	118,438	55,801	24,474	0	38,163	
	母子福祉事業	ひとり親家庭等の医療費を援助し、健康維持及び保 護者の負担軽減を図る	2,470	0	1,242	0	1,228	
社会保険	介護保険事業	介護保険給付費、介護予防事業、任意事業等の繰出 を行う	58,099	3,621	1,811	0	52,667	
	国民健康保健事業	保険基盤安定負担金、療養給付費負担金、財政安定 化支援等の繰出を行う	27,509	4,725	12,907	0	9,877	
	後期高齢者医療事業	広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対する 公費負担の繰出を行う	54,073	0	9,117	0	44,956	
保健衛生	母子衛生事業	乳児健診、妊婦一般健診、乳児医療費や未熟児養育 医療費の援助等を行い、母子の健康維持及び負担軽 減を図る	10,288	0	978	0	9,310	
	疾病予防対策事業	定期予防接種、任意予防接種等を行い、村民の健康 維持を図る	7,084	8	0	0	7,076	
	健康増進事業	住民健診、がん検診、生活習慣病予防事業等を行い、村民の健康維持を図る	5,630	0	192	0	5,438	
合計			394,515	112,770	76,492	0	205,253	35,191

※注1

社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。

※注2

事業費には人件費及び事務費は含まれていません。